

5. 公民連携推進における留意点

5.1 発注方式選定の留意点

公民連携の導入では、民間事業者の有する技術力やノウハウ等の積極的な活用が前提となることから、公共は、業務受託者の選定にあたり、価格のみならず、民間事業者の有する技術力も含め、総合的に評価できるような発注方式を検討することが重要である。

こうした発注方式としては、価格を重視するか、技能力を重視するかにより、表 5-1のような複数の方式が考えられる。

表 5-1 発注方式

発注方式	概要
①提案を反映させた一般競争入札方式	正式な入札の前に提案を求めて最終の仕様書に技術レベルを反映させた上で、入札価格による評価を行う方式
②技術提案型競争入札(入札前 VE)	提案に基づき技術審査を行い、一定基準を通過した応募者の中で、入札価格による評価を行う方式
③総合評価一般競争入札	入札価格と技術力等を総合的に評価する方式
④公募型プロポーザル方式	技術力による評価を行った上で業務受託者を選定し、契約する方式

なお、①から③に示した発注方式はいわゆる一般競争入札であり、これを採用する場合、入札時に設定した条件をその後に変更することは困難であるため、事前に当該条件を十分検討しておくことが望ましい。また、発注にあたっては、発注手続きの透明性、公正性に十分、配慮する必要がある。具体的には、技術力の評価を行う場合には、民間事業者の提案を評価する項目や、評価基準、配点等について、あらかじめ定めるとともに、事前に公開する必要がある。

留意事項を以下に整理する。

【留意事項 1】

①から④に示した発注方式には、それぞれの特徴があることから、その特徴を踏まえた上で、適切な発注方式を採用する必要がある。なお、正式な事業発注の告示を行う前に入札時に設定すべき条件の実現性や現実性の確認を行うため、民間事業者の有する技術力の事前調査等を行うことも考えられる。

【留意事項 2】

総合評価一般競争入札については地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に基づき、以下の事項その他が規定されている。

総合評価一般競争入札を行うときは、あらかじめ、落札者決定基準を定めなければならない。

- 落札者決定基準は、入札の公告時に公表しなければならない。
- 落札者決定基準の決定および落札者の決定にあたっては、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

このため、総合評価一般競争入札においては、委員会等を組織して発注図書の作成や落札者の選定を行う必要がある。

各発注方式の特徴を表 5-2に示す。

表 5-2 各発注方式の特徴

発注方式	概要	利点	留意点
提案を反映させた一般競争入札方式	民間事業者から参考提案を求め、参考提案に基づき仕様を確定した上で、一般競争入札を行う方法	競争環境を確保することにより、価格を重視した民間事業者の選定を行うことができる。	価格だけで受託者を決定するため、必ずしも十分に、民間事業者の技術力を評価できない可能性がある。
技術提案型競争入札	民間事業者から提案を求め、提案内容に基づき入札に参加できる民間事業者を指名し、指名業者間で指名競争入札を行う方法	提案内容の評価と価格の評価をバランスよく組み合わせることができる。	最終的には価格だけで受託者を決定するため、技術的な側面で最良の提案を行った民間事業者であっても、価格によっては必ずしも受託者とならない可能性がある。
総合評価一般競争入札	一般競争入札ではあるが、価格だけでなく、民間事業者の提案の質も評価項目に加えて業務受託者の選定を行う方法	提案内容の評価と価格の評価をバランスよく組み合わせることができる。	総合評価を行う際の評価項目の選定や重み付けについて、客観性を確保することが難しい可能性がある。また、有識者等による審査委員会が必要となる。
公募型プロポーザル方式	民間事業者から提案を求め、提案内容に基づき業務受託者を選定し、随意契約を締結する方法	提案内容を重視して業務受託者の選定を行うことができる。	価格が高くても、提案内容が良いと判断されると受託者となるため、提案内容の評価基準について、客観性を確保し、募集の際にあらかじめ明示しておくことが必要である。

ポイント

- ✚ 価格を重視した配点を採用する場合は、価格競争が入札の前提条件となり、結果として低価格入札により、民間から提案される業務内容が質の低下を招き、緊急時や非常時等の余力が小さくなり、安定した技術力担保が困難となることに注意を要する。
- ✚ 委託業務の質を確保し、民間のもつ独自のノウハウや高い技術力の発揮を期待するには、総合評価での技術評価の割合を価格評価より大きくとることや、予定価格や最低制限価格の設定を適切に行い事前に公表すること等が有効である。

5.1.1 契約(発注)方式の設定

業務受託者選定および契約（発注）方式は、前項で示したとおりいくつかの方法が考えられる。

水道事業は市民の日常生活に直結する公共事業であるから、業務受託者の選定にあたり、コスト面での評価だけでなく、事業の安定的や継続性とともにも民間事業者の創意工夫やノウハウの視点も求められる。

そこで、水道事業において委託等の業務受託者の選定を行う場合には、前項で示した4つの契約（発注）方式のうち、応募者の提案する価格に加え、価格以外の技術力についても同時に評価を行う、総合評価一般競争入札もしくは公募型プロポーザル方式を選択することが望ましい。

総合評価一般競争入札方式と公募型プロポーザル方式を比較すると表 5-3のとおりとなる。

表 5-3 総合評価一般競争入札と公募型プロポーザル方式の比較

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	●評価点の最も高い提案を行った者を落札者とし、落札者と契約を締結する。	●評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、契約を締結する。
公募時の条件	●原則、変更不可	●変更の余地有り
交渉不調	●落札額の範囲での随意契約が不可能な場合、再入札	●次順位交渉権者との交渉
適した分野	●性能仕様をあらかじめ定めることが容易(単純) ●業務の内容・水準が長期的に安定している事業	●性能仕様をあらかじめ定めることが困難(複雑) ●業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業
メリット	●行政側にとって、業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。 ●公募型プロポーザル方式に比較して、契約を比較的短期間に締結することが可能。	●優先交渉権者選定後の契約交渉が可能(公民間の適切な役割分担を構築することが可能) ●優先交渉権者との契約が交渉の結果、困難となった場合、次順位者との交渉が可能。
デメリット	●基本的に、入札公告後に条件を変更することが難しい。 ●落札者と契約の締結に至らない場合、随意契約は落札金額の範囲内でなければならないため、次順位者の提案価格が落札者より高い場合は契約締結が困難であり、再度、入札をやり直すこととなる。	●行政側に、契約交渉の負担がかかり、交渉能力が求められる。 ●総合評価一般競争入札方式に比べて、契約に比較的長期間を要する。

ポイント

最近の第三者委託の事例では、公募型プロポーザル方式を採用する事業者が多い。これは、総合評価一般競争入札に比べ、業務受託者の募集・選定時のプロセスに比較的自由度がある点や、業務受託者決定後の契約交渉で、落札事業者との間で業務内容に関わる疑義の解消や甲乙間での思惑のすりあわせの機会が確保され、価格面での確認調整など、甲乙が納得した契約を締結できることがその要因として考えられる。

今後も第三者委託や包括的な委託では、プロポーザル方式の採用が増加していくものと考えられる。

5.1.2 契約(発注)方式別の手続き

総合評価一般競争入札および公募型プロポーザル方式随意契約における主な手続き内容を表 5-4 に示す。

表 5-4 主な手続き内容と留意点

	総合評価一般競争入札の場合	公募型プロポーザル方式随意契約の場合
手続き内容	<pre> graph TD A[業務受託者選定審査委員会設置 (審査基準等の審議)] --> B[入札公告] B --> C[入札説明書配布] C --> D[入札参加者資格審査] D --> E[資格審査結果公表] E --> F[提案書・入札受付] F --> G[総合評価] G --> H[落札者の決定] H --> I[契約締結] </pre>	<pre> graph TD A[業務受託者選定審査委員会設置 (審査基準等の審議)] --> B[公募] B --> C[一次募集要項配布] C --> D[事前資格審査(一次審査)] D --> E[一次審査結果公表] E --> F[二次募集要項配布] F --> G[二次提案書受付] G --> H[二次審査] H --> I[優先交渉権者および次点者 および公表の決定および公表] I --> J[交渉] J --> K[契約締結] L(委員会審査) --> M[総合評価] L --> H </pre>
留意事項	<p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約方式選定理由の明確化 ・審査基準の明確化 <p>[総合評価一般競争入札の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準を定めようとするときは、二人以上の学識経験[*]を有する者の意見を聴かなければならない(地方自治法施行令第17条の10の2および地方自治法施行規則第12条の3)。 	

※：専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人。一般的には当該分野に関わる大学教授や専門家を指す。

5.2 リスク分担設定の留意点

5.2.1 リスク分担の考え方

民間への委託にあたっては、対象とする業務で想定されるリスクを抽出するとともに、各リスクの特性を把握し、民間に委託した場合の公民のリスクの分担について検討を行う必要がある。

リスク分担については、想定されるリスクを可能な限り抽出し、その内容を明確にしたうえで、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という基本的な考え方に基づき、各々の分担を定めることが求められる。

リスクへの対処としては、事業範囲に含めない等の「回避」、予防策の実施等の「減少」、微少リスクにつき発生後対応とする「保留」、保険等の付保でカバーする「転嫁」の4種類がある。これらの対処を最も適切に行える者が、当該リスクを負担すべきということになる。

リスクを民間に移転することにより、業務受託者は予防策の実施や保険への加入等のリスク対応を行うので、事業コストが増大する。それに伴い公共が支払うサービス購入料も増大する。しかし、公共がリスク負担するケースよりもかかるコストが安価であれば、VFMの達成につながる。このように、適切なリスク分担を定めることでVFMが向上するが、民間への過度なリスク移転を行うと、逆にVFMは低下することとなる。VFMを最大化させるためには、公共と民間との最適なリスクの分担が重要となる。

リスクの負担者を決定するにあたっては、具体的には、公共と民間のどちらが下記の能力等を有しているかを検討することとなり、これらの能力等を有する者が、リスクを最もよく管理することができることとなる。

- リスクの顕在化をより小さな費用でカバーできる能力を有する又はカバーできる立場にあるもの。
- リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る能力を有する又は極力小さくし得る立場にあるもの。

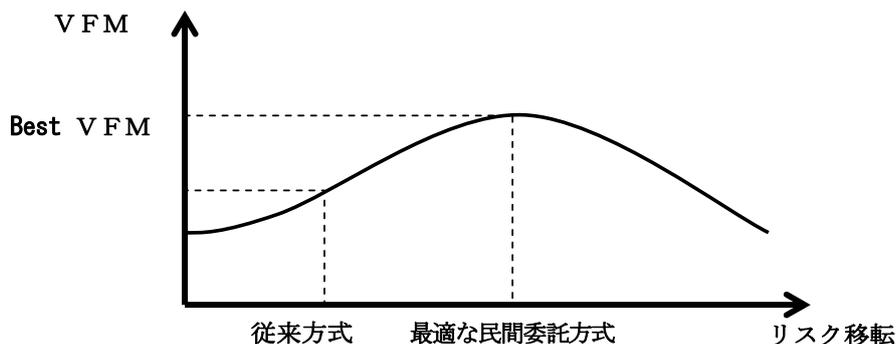


図 5-1 民間へのリスク移転とVFMの増減

公共および民間の両者とも管理することが困難なリスクについては、従来方式と同様に公共が負担することが基本となる。このようなリスクを民間に移転した場合、結果的に財政負担が増大することが懸念されるためである。

例えば、物価変動リスク（資材購入費、ユーティリティー費、薬品費などの物価変動）、不可抗力リスク（天災、施設の老朽化等の不可抗力による修繕費増大、事業継続の危機の発生）などは、公共が負担せざるを得ない。

過度なリスク移転は、VFMの最大化の未達成につながるため、公の立場からも民の立場からも、適切な分担が求められる。

5.2.2 不可抗力リスクについて

(1) 契約上の不可抗力

「不可抗力」とは、公側および業務受託者のいずれの責めに帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地滑り、落盤、騒音、暴動、第3者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち、予見可能な範囲外のものをいうが、「法令の変更」については、契約で別途、規定される場合には「不可抗力」から除外されることがある。

≪具体的な対処例≫

既往のPFI契約では、不可抗力による履行不能については公側を主負担、業務受託者側を従負担として双方で分担するとしている例が多い。また、不可抗力により発生する種々の事態についても後日の紛争を防止する観点から負担方法を規定している事例が多い。この場合、下記の理由により公側が主負担、業務受託者側を従負担とする場合が多い。

- ① 不可抗力リスクは、業務受託者がその発生をコントロールすることができない。
- ② 契約期間が長期間の場合、業務受託者が長期間にわたり不可抗力リスクを主負担とするのは適切でないと考えられる。

(2) 原水変動リスク

「原水変動リスク」とは、原水の水量および水質が民間事業者募集時に提示した業務要求水準で想定した範囲を上回る変動により、対象浄水場等が有する処理能力および機能では、要求水準で求める要件等を満足することが出来ない場合、あるいは水質事故等の事態により浄水機能が低下した場合に浄水場の機能を回復し、要求水準を満足するために必要となる維持管理費の増大や機能停止をいう。

《具体的な対処例》

原水の水量、水質の変動および水質事故は、不可抗力と同様に、業務受託者がその発生をコントロールすることができない。また、過去の原水水量および水質の実績値および将来の推計等については、要求水準書によって公側が明示することとなるが、それを超える事象について、業務受託者が主負担する義務はない。したがって、想定を大きく上回る原水変動リスクは原則公側が負担するものとし、業務受託者への過度なリスク移転は行わないことが健全で円滑な公民連携の推進に寄与すると判断される。公側・民間側両者にとってのリスク低減という観点から、事業期間内に計画処理水量の見直しや水源の廃止、水質悪化の可能性を想定し、業務受託者との契約内容を事業期間中に見直すことができる事業の枠組みを検討しておくことも一案である。

(3) 法令変更リスク

一般論としては、民間事業者はその事業を遂行する上で常に法令変更のリスクに直面しており、業務受託者の方がその対処に適しているという面もあるが、公側も自らがその法令に制定する機能も持ち合わせているため、法令変更リスクは、公民で分担するものといえる。

《具体的な対処例》

既往のPFI事業等の契約書においては、法令変更があった場合の対処方法として、「本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする」という規定が記載されている場合が多い。

しかし、この文言上では、明確な部分として、

- ① 契約変更により契約上の履行義務が変更される場合
 - ② 法令変更により契約で規定された義務の内容よりも水準の高い規制が課せられた場合
- どちらも契約上の義務の履行が「適用法令に違反」する場合にあたるように解釈できる。

しかし、②のようにそれが費用の追加等により履行が可能なものであれば、業務受託者側には当該法令に従った履行を義務付けるのが合理的だと思われる。

法令変更のうち、業務受託者の履行義務が免責されるのはどのような場合なのかを明確にすることが必要である。

(予想される法令変更への対応)

契約締結時点では、成立していない法令であっても近い将来において成立・変更が想定される影響の大きい法令に関しては、当該法令による法令変更の取り扱いについては、法令変更一般の規定によるものでなく、個別的に法令成立・変更によるリスク分担を明確にして規定することが望ましい。

(4) 瑕疵リスク

業務受託者から管理者等に引き渡された施設等目的物に瑕疵があった場合、管理者等は、相当の期間を定めて、業務受託者に対して施設の修補を求め、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を求めることができる旨を契約書に規定することが一般的である。

(瑕疵担保責任の存続期間)

BTO 方式の場合、施設が PFI 契約に従って施工されない場合に備えて、業務受託者に瑕疵担保責任を負わせることが通例である。瑕疵担保責任に基づく補修等の請求期間は、施設の引渡しの日あるいは完工確認書交付の日から 10 年、5 年、2 年とされることが通例である。

《具体的な対処例》

施設の整備等を行う PFI や DBO 事業においては、業務受託者の構成員である建設企業から本瑕疵担保責任を履行する旨を定めた保証書を管理者（公側）等に提出させる義務を負うことを規定する方法が考えられる。

5.3 業務の引き継ぎおよび習熟

5.3.1 業務の引き継ぎおよび習熟期間の設定

第三者委託等の公民連携を行う場合には、従来が直営の場合は公共と新規受託者、民間に委託している場合は既存受託者と新規受託者との間での業務の引き継ぎや習熟を行うことが不可避となる。具体的には、業務の内容や対象施設に固有な運転方法（引き継ぎ事項）等が記載されたマニュアル等の引き継ぎ文書、データの管理状況等の「引き継ぎ」に加え、施設の運転管理や保守点検等の作業、機器の特性等について現場で訓練を通して「習熟」を行うことが必要となる。

本書では、「引き継ぎ」と「習熟」を合わせ「リレーゾーン」という。

業務の引き継ぎの詳細については、応募民間事業者から、体制や方法等について提案を求めるとも有効であるが、引き継ぎおよび習熟の主な内容や期間については、業務の内容や範囲、対象規模等を踏まえあらかじめ適切に設定しておく必要がある。先行事例では1～3ヶ月程度とするものが多いが、対象範囲や施設が多い場合には3ヶ月以上とっている事例もある。

以上より、引き継ぎ期間は対象施設、業務内容に応じ適切に設定する必要がある。

5.3.2 引き継ぎ体制と仕組みの構築(公側・民側)

円滑な引き継ぎの機会を設けるためには、引継ぎ期間中の公側の体制を確保すると共に引き継ぎ文書やデータ等を整理しておく必要がある。既に民間事業者等に委託を行っている場合には、必要となる引き継ぎ業務について、公側の責任のもと既存の業務受託者の業務として位置づけ、要求水準書に体制の確保や対応を含め明記しておく必要がある。なお、この場合であっても公側も必ず立会うなど、責任を持って行うことが重要である。

5.3.3 引き継ぎの費用(当初契約、2回目以降)

業務の引き継ぎについては、公共と既存受託者や新規受託者との契約や費用負担について明確に決めておく必要がある。既存の受託者への契約には、業務受託者の業務として、あらかじめ引き継ぎ文書（データ・マニュアル含む）の作成や引き継ぎ期間における新規受託者への引き継ぎと教育訓練等の習熟支援業務を含めておく必要がある。また、既存の受託者との間で、引き継ぎの手順や新規受託者への習熟支援業務の内容、体制等について調整、確認を行う必要がある。なお、既存受託者の独自のノウハウや技術の採用により、新規受託者への引き継ぎができない項目や書類、独自のシステム等がある場合には、その対応について事前に検討・調整しておく必要がある。

引き継ぎおよび習熟期間における準備期間中の費用について、先行事例では委託費用として支払う場合と新規受託者の負担とする場合がある。引き継ぎについては、受託者の経験や力量に係らず必要なことに加え、引き継ぎ期間中の受託者側での履行保険（損害賠償責任保険）加入の関係からも当該委託費用に含めることを検討すべきである。

引き継ぎおよび習熟期間中の新規受託者の関与する事故等では、労災認定や各種保険の適用等の問題があり、契約上、引き継ぎ期間や習熟期間の位置づけを明確にして契約書に明記しておく必要がある。

なお、引き継ぎ期間の費用については、2回目以降の契約において、既存受託者と新規受託者が同一の場合、異なる場合を含め、その取り扱いを整理をしておく必要がある。

5.4 修繕業務の取り扱い(資本的支出)について

資本的支出(4条予算)に関わる修繕業務※1を民間への委託に含める場合には、施設の用途、構造等および設計段階でのLCCの考え方(高くても長持ちさせる考え方、安いものを高い頻度で更新する、維持管理費をかけて長持ちさせる等)等により費用(業務)の発生パターンが大きく異なってくるため、その定義設定を含め、事前に検討を行う必要がある。

設備の割合の高い施設を委託の対象とする場合に、資本的支出に関わる修繕(大規模修繕※2)については基本的な考え方のレベルで民間事業者の多様な提案が期待できるため、公側で特段の規定を設けずに、民間事業者の提案に委ねることが望ましい。ただし、既存施設の資本的支出にかかわる修繕業務を業務範囲とする場合には、公側であらかじめ事業期間中の更新計画を作成し、提示することが求められる。

修繕業務(資本的支出)を業務範囲に含めた場合の得失を表5-5に示す。

表 5-5 修繕業務(資本的収支)を委託業務範囲に含める場合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕費の提案価格にも競争原理が働くため、コストダウンを図ることができる。 大規模修繕費の変動等に関するリスクを業務受託者が負担することになるため、公共にとっては当該リスクを回避することができる。 支払方法の設定によっては、大規模修繕費の支払いを平準化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕の実施時期・内容・費用等を提案段階で正確に想定することが難しいため、応募者が提案する費用にリスクプレミアム分の上乗せを見込んでくる。 大規模修繕費の平準化した支払いが、業務受託者の納税負担や追加資金需要等によりコストアップとなる。

また、委託期間の終了時における施設の引渡しの状態について明確に規定することも重要なポイントとなる。引渡時の状況については、施設におけるサービス提供に特段の支障がない状況(設備等の耐用年数に則った)を基本とし、委託者(公)と業務受託者の双方が納得できる査定方法をあらかじめ決めておく必要がある。具体的には、委託者(公)と業務受託者の各々が選出した専門家等の委員による委員会等の機関で引き渡し前の検査を行い、施設の状態の査定を行う等の方法が考えられる。なお、DBO等の公民連携先行事例における民間事業者の意見(市場調査結果)としては、以下の事由等により、資本的支出に関わる修繕業務を望まない意見が多い。

※1 修繕 : 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させること。
ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。

※2 大規模修繕(建築): 建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。
(電気): 機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。
(設備): 機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。

* 上記は「建築物修繕措置判定手法」(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)の定義による

- 5年先、10年先の修繕費を事業開始時にどのように担保（確保）するか、またその修繕費をどう算出するか課題が多い。
- 平準化の場合では、SPCでは会計上、積立金は利益とみなされ、税金がかかってしまい、その分の費用が無駄になると思われる。

5.5 その他

1) 水道事業計画(対象施設の整備状況と増設計画など)および改築更新計画の把握

第三者委託等委託導入検討で事業範囲の検討および設定を行う際には、対象事業の事業計画と対象施設の整備状況（稼働状況含む）および改築更新計画の把握と反映が必要となる。

2) 施設の機能確認について

民間委託では、契約期間中に施設の故障・不具合が発生した場合、経年劣化によるものか、不適切な運転管理によるものか判断する指標を明確化する必要がある。このような理由から現況施設機能の正確な確認、把握（評価）が必要となる。

施設機能の確認にあたっては、委託対象となる施設・設備の機器台帳等をもとに、確認時点の劣化状況に加え、経過年数、稼働時間、運転形態、設置環境等を調査し、これらの結果を施設機能確認の資料として取りまとめておく必要がある。あわせて、事業期間前および期間内に施設・設備の改築・更新が計画されているかも整理が必要である。

これらの調査資料は第三者委託等の性能発注における民間との契約の前提条件となる資料であり、応募者はこれらの資料から修繕費等の見積りを作成することになるため、内容に不足や誤りが生じないように十分留意する必要がある。

3) 事業範囲の設定について

民間への水道事業の包括的民間委託は実績が少ないことから業務受託者が多くの経験を持っているわけではない。このため、事業範囲の設定にあたっては、運転管理、ユーティリティー管理、補修業務等の業務を段階的に広げていくことも有効である。

《参考先行事例》B市 P9-1～P9-4 参照)

4) 契約方式について(複数年度契約の委託者・受託者双方のメリット、デメリットの整理)

(1) 業務受託者選定

業務受託者選定段階では、業界の特性上、大手企業の子会社が多いため、実績評価については工夫が必要である。具体的には、資本関係等、親会社の支配がどの程度及ぶかも勘案したうえで、親会社の実績を評価すること等が考えられる。

契約関係では、事務の簡素化や簡素化に伴う経費の節減、また複数年契約は単年度契約よりも経費率の関係から契約金額の節減ができる。なお、複数年度契約とする場合には、賃金又は物価上昇により委託費の変更が可能ないように、インフレ条項やスライド条項を設けることが必要である。

(2) 運転・保守関係

複数年契約の場合、業務受託者にとっては、施設の運転・保守管理面で長期的視点からの効率化ノウハウを獲得できることや予防保全型の維持管理が可能になる等のメリットがある。こうしたメリットは、運転・維持管理業務の質の向上を通じて、委託者にもメリットがある。また、業務受託者には計画的な人員配置等や、効率化・合理化の結果を反映できるメリットがある。反面、複数年度契約には、委託者・受託者双方で緊張感が欠落する可能性があるため、モニタリングが重要となる。今後は第三者機関による業務評価も需要が増えることが想定される。また、地方自治法により、複数年度契約の締結においては議会の債務負担行為の承認が求められ、委託者には多くの手続きが必要となる。

5) 契約期間終了後の処置について

事業期間が終了しても水道事業は継続するため、建設管理民間収受型事業枠組みを採用した場合に発生する民間事業者の所有する施設を、事業期間終了時にどのように取り扱うかを検討しておく必要がある。

また、契約期間終了時には契約時における施設機能との比較・確認および運転月報等の分析により、劣化状況の判定・評価が必要となる。